肥料価格高騰対策事業公募要領（国事業）

１ 公募事項

肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年12月20日付け３農産第2155号農林水産事務次官依命通知）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）に基づき、国が実施する肥料価格高騰対策事業に取り組む取組実施者は、この要領に基づき、事業取組計画書等を作成して静岡県農業再生協議会（以下、協議会）へ提出してください。

２ 取組実施者の要件

以下の要件を満たす農業者の組織する団体等（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等）

(1)５戸以上の農業者が参加していること

(2)代表者の定めがあること

(3)化学肥料の使用量低減の取組の適正な執行に責任をもつことができること

(4)定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること

(5)本事業の支援金を受け入れる口座があること

３ 提出書類

(1)取組計画書の承認申請書(様式第１号)

(2)参加農業者名簿(様式第１－２号)

(3)注文票、領収書等写し(様式第１－２号の添付書類)

※購入時期、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が網羅された購入証明書でも可（この場合、事前に様式について協議会に確認を取ること）

(4)化学肥料低減計画書(様式第１－３号)

(5)取組実施者の要件を満たすことを確認できる書類

※規約・規程、団体構成員名簿

　(6)申請書類確認表

４ 公募期間

秋用肥料：令和４年11月１日～令和４年12月20日

５ 提出先・問い合わせ先等

(1)申請書類等の提出場所及び公募に関するお問い合わせ先

富士テクノロジー株式会社内　肥料高騰受付センター

〒422-8067　静岡市駿河区南町18-1-7Ｆ

TEL:050-5526-4650　Email:info@shizuoka-hiryou.jp

(2)提出に当たっての注意事項

ア　書類の提出方法は、郵送、持参又は電子メールとします。

イ　肥料価格高騰緊急対策事業（県事業）の申請を行う場合は、本申請と一緒に提出してください。

ウ　書類の用紙サイズはＡ４判とします(領収書等の証明書類はＡ４用紙へコピーし、文字、数字等が明瞭に確認できるようにしてください)。

エ　郵送又は持参による場合、書類は片面印刷とします。

オ　申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

カ　提出書類は、返還しません。

(3)取組実施者の責務・役割

本事業の採択通知を受けた取組実施者は、事業の実施に当たり、以下の条件を遵守する必要があります。

ア　取組実施者は、事業実施上の運営管理について責任を持たなければならない。

イ　期限までに次の文書を協議会へ提出しなければならない。ただし、今後公募を行う春用肥料の支援金を受ける場合は、春用肥料の実績と合わせて提出するものとする。

(ア)取組実績報告書（様式第４号）（別に定める日）

(イ)中間報告書(様式第６号)（令和５年12月末）

(ウ)実施状況報告書(様式第５号)及び添付書類（令和６年10月末(予定)）

ウ　協議会が実施する現地確認(抽出)に次のとおり対応しなければならない。

(ア)証拠書類等(化学肥料低減実施計画の取組を実施したことが確認できる書類(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票等)の提出

(イ)参加農業者を対象とした現地調査の実施に関する連絡調整

エ　その他国の定めるところにより課される義務